

平成28年第6回那珂川町議会定例会

議事日程(第4号)

平成28年9月20日(火曜日) 午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 認定第 1号 | 平成27年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 2 | 認定第 2号 | 平成27年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 3 | 認定第 3号 | 平成27年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 4 | 認定第 4号 | 平成27年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 5 | 認定第 5号 | 平成27年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 6 | 認定第 6号 | 平成27年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 7 | 認定第 7号 | 平成27年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 8 | 認定第 8号 | 平成27年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 9 | 認定第 9号 | 平成27年度那珂川町水道事業決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第10 | 発委第 1号 | 那珂川町議会基本条例の一部改正について
(議会運営委員長提出) |
| 日程第11 | 発委第 2号 | 議員の派遣について
(議会運営委員長提出) |
| 日程第12 | 陳情第 1号 | 町執行部への反問権の付与に関する陳情について
(議会改革特別委員長報告) |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	鈴木 繁 君	2番	石川 和美 君
3番	佐藤 信親 君	4番	益子 輝夫 君
5番	大森 富夫 君	6番	益子 明美 君
7番	大金 市美 君	8番	岩村 文郎 君
9番	川上 要一 君	10番	阿久津 武之 君
12番	石田 彬良 君	13番	小川 洋一 君
14番	塚田 秀知 君		

欠席議員（1名）

11番 橋本 操 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	福島 泰夫 君	副 町 長	岡 由樹夫 君
教 育 長	小川 浩子 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 村 正 水 君
総 務 課 長	橋本 民夫 君	企画財政課長	佐藤 美彦 君
税 務 課 長	稲澤 正広 君	住民生活課長	鈴木 真也 君
環境総合推進 室 長	鈴木 雄一 君	健康福祉課長	立 花 喜久江 君
子 育 て 支 援 課 長	小川 一好 君	建 設 課 長	穴 山 喜一郎 君
農林振興課長	坂 尾 一 美 君	商工観光課長	板 橋 了 寿 君
総合窓口課長	薄 井 桂 子 君	上下水道課長	田 代 喜 好 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大森 新一 君	学校教育課長	薄 井 健 一 君
生涯学習課長	笹 沼 公 一 君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	高 林 伸 栄	書 記	岩 村 房 行
書 記	長 家 佳奈子	書 記	岡 多恵子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（塚田秀知君） ただいまの出席議員は13名であります。

欠席届が11番、橋本 操君から出ております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（塚田秀知君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。

◎認定第1号～認定第9号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第1、認定第1号 平成27年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第2、認定第2号 平成27年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、認定第3号 平成27年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、認定第4号 平成27年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第5号 平成27年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第6号 平成27年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第7号 平成27年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第8号 平成27年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、認定第9号 平成27年度那珂川町水道事業決算の認定について、以上9議案は一括議題といたします。

本件は、決算審査特別委員会に審査を付託しておりますが、委員会での審査が終了いたしましたので、決算審査特別委員長よりその審査結果の報告を求めます。

決算審査特別委員長、岩村文郎君。

〔決算審査特別委員長 岩村文郎君登壇〕

○決算審査特別委員長（岩村文郎君） それでは報告いたします。

決算審査特別委員会に付託されました認定第1号 平成27年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成27年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成27年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成27年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成27年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成27年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成27年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 平成27年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号 平成27年度那珂川町水道事業決算の認定について、以上9会計の決算については、平成28年9月9日から16日までの6日間、所管課長等の説明を求め、慎重に審査をいたしました。

各会計の決算の審査については、一般会計及び特別会計ごとに採決を行い、次の8会計、一般会計、ケーブルテレビ事業特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計及び水道事業の8会計については賛成多数で、残る農業集落排水事業特別会計については、全員賛成により本委員会において認定すべきものと決定をいたしました。

特別委員会における意見等といたしまして、所管課それぞれの審査の際申し上げましたが、本報告においては、

1、歳入予算において、予算現額と調定額に大きな開きがある科目が散見される。減額補正措置を講ずるなど適正な管理に努められたい。

2、歳出予算において、多額な不用額が見受けられる。予算の積算及び執行に当たっては、事務事業の進捗状況を管理しながら、執行率との関係を踏まえて適正な予算管理を図られたい。また、流用に関して、同一の事務事業内での流用にとどめられるなど、理由ある予算管理及び執行に努められたい。

3、職員の定員適正化計画により職員が減少した中、施設管理の事務負担が行政本来の業務従事に影響を与えかねない。職員負担の軽減と事務事業の効率化を図るため、施設管理業務の見直し、あるいは施設管理一元化などの方策検討が必要と考える。

以上、3項目について意見等を付しました。

以上で報告を終わります。

○議長（塚田秀知君） 審査結果の報告が終わりました。

これより報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

なお、採決は1件ごとに行います。

認定第1号 平成27年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議がありますので、起立により採決します。

認定第1号 平成27年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（塚田秀知君） 起立多数と認めます。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第2号 平成27年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議がありますので、起立により採決します。

認定第2号 平成27年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（塚田秀知君） 起立多数と認めます。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第3号 平成27年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

認定第3号 平成27年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（塚田秀知君） 起立多数と認めます。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第4号 平成27年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

認定第4号 平成27年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（塚田秀知君） 起立多数と認めます。

よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第5号 平成27年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議がありますので、起立により採決します。

認定第5号 平成27年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（塚田秀知君） 起立多数と認めます。

よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第6号 平成27年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議がありますので、起立により採決します。

認定第6号 平成27年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（塚田秀知君） 起立多数と認めます。

よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第7号 平成27年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第8号 平成27年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議がありますので、起立により採決します。

認定第8号 平成27年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（塚田秀知君） 起立多数と認めます。

よって、認定第8号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第9号 平成27年度那珂川町水道事業決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

認定第9号 平成27年度那珂川町水道事業決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（塚田秀知君） 起立多数と認めます。

よって、認定第9号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで町長から発言があれば、これを許します。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまは平成27年度那珂川町一般会計歳入歳出決算ほか7特別会計及び水道事業決算の認定をいただきまして、まことにありがとうございます。決算審査特別委員会の中で、各担当課にご指摘を受けた事項、また要望事項につきましては、庁議等においても検討して対応してまいりたいと考えております。

なお、平成28年度も間もなく下半期に入ってまいります。決算の結果を踏まえまして、引き続き28年度予算の適正な執行に努めてまいり所存でございます。

改めまして、長期間にわたりまして慎重なご審議をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。認定に対する御礼の挨拶とさせていただきます。

お疲れさまでした。

ありがとうございました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第10、発委第1号 那珂川町議会基本条例の一部改正についてを議題といたします。

提案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、川上要一君。

〔議会運営委員長 川上要一君登壇〕

○議会運営委員長（川上要一君） ただいま上程されました発委第1号 那珂川町議会基本条例の一部改正について、提案の趣旨説明を申し上げます。

今回の改正は、一般質問方式を変更するための改正を行うものであります。

これまでの一般質問方式は、通告書に基づいて、1回目に質問項目及び細目の全てを質問し、執行部から一括して答弁を受け、その後、項目、細目の順に再質問を行なってまいりました。

この従来の方式では、質疑と答弁のやり取りが、質問議員にとっても、またやり取りを聞いている議員や傍聴人、聴取者にとってもわかりにくいとの指摘を受けておりました。

この懸案事項を解消するため、総括質問を廃止し、一問一答方式として、項目ごとに順に質問、答弁を行なっていくこととするものでございます。

改正の内容は、那珂川町議会基本条例第7条第1項中、一般質問の方式を一問一答方式とするため、総括質問を削除した上で文言の整理を行うものであります。

議員各位の賛同を賜り、議決くださいますようお願いを申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第1号 那珂川町議会基本条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第11、発委第2号 議員の派遣についてを議題といたします。

提案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、川上要一君。

〔議会運営委員長 川上要一君登壇〕

○議会運営委員長（川上要一君） ただいま提案になりました発委第2号 議員の派遣につい

て提案の趣旨説明を申し上げます。

一つは、当町議会の行政調査として、バイオマス産業都市構想に関する調査を行うため、宮城県本吉郡南三陸町に、及び、まちづくり事業に関する調査のため、岩手県紫波郡紫波町への全議員の派遣について提案するものでございます。

もう一つは、毎年、栃木県町村議会議長会主催によりまして開催されます町村議会議員研修会に全議員を出席させるために、議員の派遣について提案するものであります。

議員各位の賛同を賜りまして、議決くださいますようお願いを申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第2号 議員の派遣については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第12、陳情第1号 町執行部への反問権の付与に関する陳情についてを議題といたします。

この件に関しては、前期定例会において議会改革特別委員会に審査を付託いたしましたが、委員会での審査が終了しましたので、議会改革特別委員長より審査結果の報告を求めます。

議会改革特別委員長、川上要一君。

〔議会改革特別委員長 川上要一君登壇〕

○議会改革特別委員長（川上要一君） 陳情第1号 町執行部への反問権の付与に関する陳情について、議会改革特別委員会の審査結果について報告いたします。

当陳情についての採択については、6月2日及び8月3日に委員会並びに7月19日に小委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

この陳情は、5月20日に那珂川町行政区長連絡協議会会長、小川正典氏から提出されたものであります。

陳情の内容は、本会議において、論点が不明確であったために、議員の質問と執行部の答弁の間にずれが見られる。執行部から議員の考え方を問い返したり、対案の提示を求めたりすることによって、議員と執行部の議論が深まることが期待されるので、執行部への反問権を付与してもらいたいというものでございました。

小委員会の審査において、会長から趣旨説明を受け、質疑を行なった上で、その報告をもとに当委員会において慎重に審査いたしました。

議会は、議員が執行部に町政を質す場であり、より多くの民意を反映して、よりよい施策を実現することにあります。

反問権については、議会基本条例制定の際に、その範囲を十分協議、検討しております。

この陳情を機に、反問権について見直しの検討を行いましたが、反問権を付与することは、議会の機能や権能をみずから放棄することになり、二元代表制の本質が損なわれるものと、再認識いたしましたところであります。

本陳情の趣旨は、反問権の付与というよりも、一般質問での議論の明確化にあるものと解しまして、この陳情は不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、議会改革特別委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（塚田秀知君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

この陳情に対する委員長報告は、不採択であります。

採決は、原案について行います。

陳情第1号 町執行部への反問権の付与に関する陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立なし〕

○議長（塚田秀知君） 起立なしであります。

よって、陳情第1号 町執行部への反問権の付与に関する陳情は不採択とすることに決定いたしました。

◎発言の取り消しについて

○議長（塚田秀知君） ここで、4番、益子輝夫君から発言取消申出書が提出されておりますので、発言を許します。

益子輝夫君。

○4番（益子輝夫君） 4番、益子輝夫です。

私は、本定例会中、9月7日の私の一般質問の発言の中で、取り消したい部分がありますので、申し出を行います。

取り消しをしたい発言は、「福田知事は福島原発による8,000ベクレル以下の放射能廃棄物を馬頭処分場に入れると発言しております。これは町民に対する説明会とかにも私は聞いていますし、新聞記事等にも載っております。」の部分であります。発言取消申出書に記載のとおり、この部分の発言の取り消しを申し出るものであります。

この発言に至った理由は、馬頭最終処分場基本設計書案に関して出された意見等に対する県の考え方をまとめたグリーン・ライフなかがわ第36号に掲載されています、放射能物質に汚染された廃棄物の処理についての回答などを根拠にした発言でありました。

また、私の発言で誤解を招くおそれもあり、福田知事を初め関係の皆様にご迷惑をおかけしたことに對しましておわびを申し上げます。

大変申しわけありませんでした。

以上です。

○議長（塚田秀知君） お諮りいたします。

発言のとおり、益子輝夫君から9月7日の一般質問における発言について、会議規則第64条の規定により発言取消申出書に記載した部分を取り消したい旨の申し出がありました。

この発言の取り消し申し出を許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

益子輝夫君からの発言の取消申出書を許可することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（塚田秀知君） 以上で、今期定例会の会議に付されました事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて平成28年第6回那珂川町議会定例会を閉会します。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時29分